

パワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業に係る 簡易的環境影響評価書についての住民意見及び事業者の見解

三重県環境影響評価条例施行規則第 62 条の 8 の規定に基づき述べられた、簡易的環境影響評価書に対する意見、及びそれに対する事業者の見解は、下表のとおりである。

表 1(1) 簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解

意見者番号	意見番号	住民意見の内容	事業者の見解
1	1	<p>北小松地区の北側農水路は、現在でも沢山のゲンジボタルが発生するホタルの生息地です。しかし、現在大規模に進められている太陽光発電施設の建設により、その存亡が危ぶまれている。</p> <p>具体的な発電所計画のマップを見ると、3つの貯水槽があり、その一つの西側貯水槽については、現在生息しているホタルの生息地を直撃し、破壊した上に成り立っている。建設が進むならゲンジボタルは全滅することは間違いない。この北小松の北側農水路は内部地区のホタルの聖地であり、10年余りもわたって内部地区的生態調査が行われてきだ拠点である。</p> <p>既に、内部地区では立証済みである采女が丘団地周辺のゲンジボタルは、太陽光発電施設の建設により全滅してしまった。6月になると4ヶ所のホタル生息地では毎日約200匹のゲンジボタルが見られたが、現在1匹も見る事ができない。</p> <p>その後も更に田んぼの中まで太陽光パネルを設置し、昆虫が住めないだけでなく、人が住みにくい街となっている。一つの企業の利益の追求ために、内部地区的自然・環境・歴史が破壊されてよいものか。</p>	<p>北小松地区の北側農水路におけるゲンジボタル分布状況について、「内部ホタルの里を育てる会」における 2019 年の報告資料で確認いたしました。本事業においては、ご意見にある西側調整池直近の水路を含め、新規水路との接続部を除いて水路の改築等は計画しておりません。そのため、現状のゲンジボタルの生息環境は改変されずに残るものと考えます。</p> <p>また、工事中においては仮設沈砂池の設置などにより濁水流出を抑制すること、西側調整池の堤体付近(農業用水路側)については、緑化により植生を早期に回復させることなど、ゲンジボタルの生息環境への影響ができる限り低減していく方針です。</p>

表1(2) 簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解

意見者番号	意見番号	住民意見の内容	事業者の見解
2	2	<p>オオタカの繁殖ではカラスなど妨害鳥類の侵入を防ぎ、また巣立ち後、幼鳥がしばらく滞在する場所のため、営巣木周辺にまとまつた林分を必要とする。この北小松のオオタカの営巣地周辺には現状でもわずかな林分しか残されていない。本ソーラー計画ではそれに加え、営巣木周辺をさらに伐採する計画であり、営巣そのものが放棄される可能性もある。GoogleEarthで確認すると2020年6月にはすでに本計画地の一部が伐採されている。この年に当該オオタカ営巣地では1羽しかヒナが巣立たなかった。伐採作業かそのもの、あるいは伐採したことによる裸地がカラスなど妨害鳥類の侵入を許したのかどちらかである可能性が高い。</p> <p>本営巣地のオオタカの繁殖継続を考えるなら、本来ならば本計画地でのソーラー設置は全面的に断念すべきである。今回、オオクカの繁殖を考慮して計画が縮小されているが、それでもなお、営巣木周辺に残る森林はわずかであり、繁殖の継続そのものが危ぶまれる。特にこの地域は住宅密集地に近く、ハシボソガラスなどカラス類が多く、繁殖の妨害が懸念されるので、それも考慮に入れるべきである。さらに送電鉄塔より西側の計画地は計画から除外し、そこの森林を伐採すべきではない。</p> <p>また、工事期間についても2月から7月までを外すべきである。県内のオオタカは1月末には営巣地周辺の安全を確認する行動を取っている場合が多い。また、ヒナの巣立ちは餌不足などにより、7月中旬までずれ込む場合があり、7月からの工事では、その影響で、未熟なヒナを巣立たせて、幼鳥の生存率を下げる可能性も捨てきれない。</p> <p>当会は</p> <p>① 計画地西側、送電鉄塔より西の計画の中止を求めるものである。</p> <p>② 工事期間については2月から7月までの除外を求めるものである。</p>	<p>オオタカについては、平成29年、令和元年、令和2年の3ヶ年に実施した現地調査結果を踏まえ、繁殖への影響を低減するため、本事業の実施区域を変更するとともに、p361に示したとおり、さらに残置森林の幅を一部拡大することで、営巣地周辺の樹林地を極力残置する方針としております。</p> <p>また、工事時期に関しては、ご意見を踏まえ、オオタカが営巣地の安全確認を行うとされる2月についても、近傍での工事を避けるよう、工事工程を配慮するとともに、低騒音型建設機械の使用など、影響の低減措置に努める方針とします。</p>